

CREDIT OPINION

静岡市

Shizuoka City

目次:

現行格付	1
主要財務指標	2
クレジットオピニオン	2
格付の根拠	2
格付を支える要因	2
格付を圧迫する要因	3
格付の見通し	3
将来の格上げにつながる要因	3
将来の格下げにつながる要因	3
格付に関する詳細な検討	3
ベースライン信用リスク評価	3
ベースライン信用力評価	3
スコアカードの結果	5
ムーディーズのサブ・ソブリン格付について	5
スコアカード	7

コンタクト:

東京 03.5408.4100

柿本 与子 03.5408.4156
VP- シニア・アナリスト
kumiko.kakimoto@moodys.com

イアン・ルイス 03.5408.4033
アソシエイト・マネージング・ディレクター
ian.lewis@moodys.com

SYDNEY +612.9270.8199

Debra Roane +612.9270.8145
Vice President - Senior Credit Officer
debra.roane@moodys.com

現行格付

静岡市

長期発行体格付 (自国通貨建)	A1
シニア無担保 (自国通貨建)	A1
長期発行体格付 (外貨建)	A1
見通し	安定的

主要財務指標

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
純直接・保証債務/経常的歳入 (%)	151.6	155.3	156.6	154.8	148.0
利払い/経常的歳入 (%)	3.0	2.9	2.9	2.7	2.4
総経常財政収支/経常的歳入 (%)	14.3	12.8	12.4	13.9	13.0
現金財政余剰(必要額)/総歳入 (%)	3.2	2.3	0.8	5.2	4.9
投資的経費/総歳出 (%)	18.8	19.0	19.6	18.6	17.0
失業率 (%) [1]	3.9	3.6	3.4	3.2	2.7
人口(千人)	716	714	711	717	714

[1] 静岡県

クレジットオピニオン

格付の根拠

ムーディーズは、静岡市に日本国債の格付(A1、安定的)と同水準の A1 を付与している。静岡市の格付は、日本政府と地方自治体の強い結び付きにより、両者の格付は同水準であるというムーディーズの見方を反映している。

静岡市の格付は、2014年12月1日に公表された日本政府の1ノッチの格下げに伴い、2014年12月3日に Aa3 から A1 に格下げされた。

ムーディーズは、地方自治体が財政的困難に直面した場合、日本政府が支援を提供する可能性は極めて高いと想定しており、この極めて高い支援の可能性は、地方自治体の格付において重要な要素となっている。これは、日本の中央集権的システムとリスクを社会と共有する歴史的傾向に基づいている。

日本政府の地方財政への強い関与によって、地方自治体レベルでのクレジットの課題は、早い段階で対処されると想定している。また、日本の地方交付税制度は、財政調整機能および財源保障機能を有し、中央政府の強い関与とともに、緊急時のサポートがなくても地方自治体が極めて困難な財政状況に陥ることを予防している。

国内の他の地方自治体との比較

静岡市は日本の他の地方自治体と等しく A1 に格付されている。同市の債務水準は他の政令指定都市より低い。

他の政令指定都市に比べ、同市は扶助費や人件費などの義務的経費を抑制し、現金財政余剰(現金収支)を下支えしてきた。一人当たり市内総生産と産業基盤の多様性によって示される同市の経済力は、国平均を上回るとムーディーズはみている。

格付を支える要因

- » 中央政府による地方財政監視の強固な制度的枠組み
- » 義務的経費を抑制することで財政を下支えしている
- » 安定した地域経済基盤

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト (www.moodys.com) の発行体のページの Ratings タブで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

格付を圧迫する要因

- » 合併による資本的支出の増加。ただし、今後は減少するとみられる
- » 国内の地方自治体と比較すれば低いものの、国際比較では債務負担は高い水準にとどまる

格付の見通し

格付の見通しは安定的。

将来の格上げにつながる要因

日本国債の格上げ。

将来の格下げにつながる要因

日本国債が格下げされる場合、地方自治体の格付にも同様に下方圧力が加わる。さらに、地方財政への高い監視関与を行う日本の中央集権的システムが弱まれば、地方自治体の格付に下方への圧力となる可能性がある。静岡市の財政指標が中期的に改善に向かうには、投資的経費の抑制と社会保障費の削減が重要と見ている。

静岡市が高水準の資本的支出の削減、あるいは扶助費を抑制できず、財務指標が悪化すれば BCA に下方への圧力が加わることもある。

格付に関する詳細な検討

静岡市の格付 A1 は、(1)ベースライン信用リスク評価(BCA)a2、および(2)深刻な流動性ストレスに直面した場合、中央政府から緊急時のサポートが得られる可能性が非常に高いことに基づいている。

ベースライン信用リスク評価

中央政府による地方財政監視の強固な制度的枠組み

日本の地方自治体は、予測可能で安定した制度的枠組みの恩恵を受けている。中央政府による地方財政の監視および財政調整制度などの制度的枠組みが、地方自治体の信用力に大きく寄与している。

2007年6月に成立した健全化法により、地方自治体は4つの主要な指標によって、財政状況を監視されている。これら指標が基準値を超えた場合、財政健全化計画、財政再生計画を策定し、早い段階から財政の改善を行うものとされている。

従来の再建法に比べ、地方自治体の行動のより広い範囲を対象とした法律であり、この施行によって、地方自治体財政の監視はより網羅的に、強いものになったと考えている。

地方税収拡大への裁量性は限定されている。日本の地方自治体は、地方税法によって定められた地方税を賦課徴収するが、標準税率、制限税率などが規定され、地方自治体はその範囲の税率を採用する。

制限税率は、標準税率の1.1倍から1.5倍となっている。都道府県民税、市町村税の個人分や、固定資産税などの一部の税目では制限税率が廃止されている。また、地方税法に規定

されているもの以外の税目を条例によって新設する場合は、総務大臣の同意を受けることになる。

地方交付税原資となる国税収入の減少により、中央政府は振替財源として臨時財政対策債の発行枠を各地方自治体に割り振っている。規模の小さい自治体には市場における資金調達により限定されるため、特に資金調達力がある大きな自治体には、より多くの臨時財政対策債が配分されている。

当該債務の元利償還金には、100%交付税措置がある。しかしながら、地方交付税原資となる国税収入額が交付税の必要額を大きく下回ることが恒常化しており、同債務の交付税措置も含め、現行の中央政府の地方交付税総額決定モデルの持続可能性について、ムーディーズでは注視している。

義務的経費を抑制することで財政を下支えしている

他の政令指定都市と比較すると、静岡市は義務的経費をうまく抑制してきた。これには緩やかな増加を続ける扶助費も含まれる。

全国的に扶助費の増加が続いている。静岡市の生活保護に係る扶助費の年間増加率は、2008年度は0.3%と低水準にあったが、世界金融危機後はしばらく10%を超えていた。

人口の高齢化を背景に、同市の扶助費は着実に増加を続けるとみられる一方、増加ペースは減速しており、他の政令指定都市と比べるとはるかに緩やかな増加にとどまるであろう。

2014年度の普通会計における歳出(2,741億円)は、対前年度比2%増加した。これはコスト削減をしているものの、扶助費が増加したためである。同市は新たな財政計画(2014-18年度)において、資本的支出を年間400億円-450億円で維持することを目指している。これは2008年度にピークを記録した733億円を下回る。人件費は横ばいで推移するとみられ、同市は中期的に財政均衡を実現するだろう。

安定した地域経済基盤

静岡市の市内総生産は3兆円であり、一人当たり市内総生産は、全国平均の約112%に相当する。同市の安定した産業構造は多様な製造業の恩恵を受けている。日銀の2015年7月の地域経済報告によれば、同市の地域経済は、設備投資の増加や個人消費の持ち直しにより回復している。

2005年度に政令指定都市に移行した静岡市の人口は、2015年1月1日現在約71.6万人である。同市の人口は1990年に約73.9万人まで増加した後、緩やかに減少している。2003年度、静岡市と清水市とが合併して新静岡市となったのち、2005年度に蒲原町、2008年度には由比町と合併したことで、全体の人口は増加したものの、近年は過疎地域の住民転出が人口減少の要因となっている。同市は財政に十分な税基盤を確保するために、人口を70万人以上に維持することを目指している。

合併による資本的支出の増加。ただし、今後減少するとみられる

2003年度以降、合併に伴う大規模建設事業の完了が近いことから、資本的支出は2008年度予算の26%に相当する733億円から2015年度予算の16%に相当する445億円へ減少した。しかしながら、静岡市の資本的支出は政令指定都市の中でも依然として高い水準にある。

静岡市の向こう2-3年の資本的支出は400億円-450億円程度で推移するとムーディーズは予想しており、これは同市の中期見通しと一致する。今後30年間に多額の維持更新費用が見込まれる老朽化の進むインフラ資産の管理を推進するため、同市は公共資産経営課を創設した。

保有資産の洗い出しと公共資産別カルテの整備に基づき、今後の資本インフラの維持・補修ニーズを踏まえて個別施設の維持管理計画を策定する予定である。今後 30 年間に市有建築物の総延床面積の 20%を縮減する予定である。

国内の地方自治体と比較すれば低いものの、国際比較では債務比率は高い水準にとどまる

静岡市の経常的歳入に対する債務の比率は 148%であり、国際比較では依然として高い水準にとどまっている。

2014 年度末時点の純直接債務は合計で 6,330 億円であった。同市は 2018 年度末までの資本的支出等(臨時財政対策債以外)に充てる債務を 2,900 億円未満に抑制することを目指しているが、引き続き臨時財政対策債の発行が多く見込まれており、この期間も債務は増加するだろう。当該債務の元利償還金には、100%交付税措置が継続するとみられることから信用上の懸念は減少し、また、債務増加ペースも緩やかになるだろう。

静岡市の債務水準は国際比較では高いものの、他の政令指定都市と比べると極めて低い。中には総歳入の 2 倍に相当する債務を抱える政令指定都市もある。静岡市の財政の改善を反映し、2014 年も全般的に債務指標は改善した。

同市は国内市場での資金調達が可能であり、地元銀行との良好な関係の恩恵も受けている。ムーディーズは日本の国内市場が厚みのある成熟したものと考えている。これは国際的に高い水準にある債務のリファイナンスのリスクを低下させている。

緊急時のサポート

日本政府(A1、安定的)が緊急時の支援を提供する可能性は極めて高いと想定しており、これは、日本の中央集権的システムとリスクの社会化という歴史に基づいている。

ベースライン信用力評価スコアカードの結果

BCA スコアカード(下記参照)は、a3 を示しており、格付委員会の評価 a2 と非常に近い。

推定 BCA a3 は(1)個別リスクのスコア「3」(下記参照、1 から 9 のスケールで示され、1 が信用力が相対的に最も高く 9 が最も低い)と、(2)ソブリン格付(A1、安定的)に示されるシステムリスクのスコア「A1」を反映している。

個別リスクスコアカードと BCA マトリックスは、定量的および定性的な指標により BCA の評価を推定するものであり、格付委員会において地方自治体の信用力を評価する際に参考にされる。個別リスクスコアカードと BCA マトリックスに使われている指標は地方自治体固有の信用力を判断するために効果的であると考えているが、個別リスクスコアカードと BCA マトリックスが示す結果は格付委員会の実際の判断に置き換えられるものではないし、自動的に評価がなされたり変更されたりするものではない。同時に、個別リスクスコアカードと BCA マトリックスの結果は既存データからみた過去の状況でしかなく、信用力評価は将来的意見である点からも、限定的なものでしかない。さらに個別リスクスコアカードと BCA マトリックスで利用している指標の数は、分析において利用している数々の定量的指標のごく一部でしかない。

ムーディーズのサブ・ソブリン格付について

グローバル・スケール・レーティング

ムーディーズの発行体および債務に対するグローバル・スケール・レーティングを用いることで、投資家は発行体の債務の信用力を特定の国の中だけでなく、世界の他の発行体/債務と比較することができる。この格付は、経済の変動性を含む当該国に関するあらゆるリスクを織り込んだものである。

ベースライン信用リスク評価

ムーディーズによるベースライン信用リスク評価は、地方政府固有の信用力を織り込み、サポートを提供する政府からの補助金および政府間移転を考慮に入れたものである。実際には、ベースライン信用リスク評価は、地方自治体が緊急時のサポートを必要とする可能性を表す。

緊急時のサポート

緊急時のサポートは、地方政府のデフォルトを回避するため、サポートを提供する政府がとる行動と定義され、具体的には、正式な保証、直接的な資本注入、必要な資金を調達するための貸し手との交渉への関与など様々な形態がある。緊急時のサポート提供の可能性は、「低い」(0%-30%)、「中程度」(31%-50%)、「強い」(51%-70%)、「高い」(71%-90%)、「非常に高い」(91%-100%)のいずれかに分類される。

スコアカード

BCA スコアカード 2014 年度	スコア	サブ要因		サブ要因 合計	ウェイト	合計
		値	ウェイト			
1: 地域経済のファンダメンタルズ						
地域の一人当たり GDP 対国の一人当たりの GDP (%) [1]	3	112.63	70%	2.4	20%	0.48
経済の変動性	1		30%			
2: 制度の枠組み						
法的裏付け	1		50%	3	20%	0.60
財政の柔軟性	5		50%			
3: 財政実績と債務状況						
総経常財政収支/経常的歳入 (%)	1	13.18	12.5%	2.75	30%	0.83
利払い/経常的歳入 (%)	3	2.56	12.5%			
流動性	1		25%			
純直接・保証債務/経常的歳入 (%)	7	148.00	25%			
短期債務 / 総直接債務 (%)	1	6.60	25%			
4: 行財政運営の状況						
リスク管理と財務管理	5			5	30%	1.50
投資と債務管理	1					
透明性と開示	1					
推定個別リスクスコア						3.41(3)
システミックリスク・スコア						A1
推定 BCA						a3

[1]2014 年度 GDP は見込み値による弊社推計

ムーディーズ・ジャパン株式会社
〒105-6220
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 20F

Report Number: 184418 (Japanese)

著者
柿本 与子

プロダクション・アソシエイト
渡邊 エリ

著作権表示(C)2015年 Moody's Corporation, Moody's Investors Service, Inc., Moody's Analytics, Inc. 並びに(又は)これらの者のライセンサー及び関連会社(以下、総称して「ムーディーズ」といいます)。無断複写・転載を禁じます。

Moody's Investors Service, Inc.及び信用格付を行う関連会社(以下「MIS」といいます)により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが発行する信用格付及び調査刊行物(以下「ムーディーズの刊行物」といいます)は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについてのムーディーズの現時点での意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物に含まれているムーディーズの意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの刊行物はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及び Moody's Analytics, Inc.が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。信用格付及びムーディーズの刊行物は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物はいずれも、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、ムーディーズの刊行物を発行します。

ムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が何らかの投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を考慮することは、慎重を欠く行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により複製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付与することなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること(独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります)を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で又はムーディーズの刊行物の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別、二次的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない)の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人が生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの(但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く)、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ここに記載される情報の一部を構成する格付、財務報告分析、予測及びその他の見解(もしあれば)は意見の表明であり、またそのようなものとしてのみ解釈されるべきものであり、これによって事実を表明し、又は証券の購入、売却若しくは保有を推奨するものではありません。ここに記載する情報の各利用者は、購入、保有又は売却を検討する各証券について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っておりません。

Moody's Corporation (以下「MCO」といいます)が全額出資する信用格付会社である Moody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及び CP を含みます)及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、1500ドルから約 250万ドルの手数料を Moody's Investors Service, Inc.に支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO 及び MIS は、MIS の格付及び格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCO の取締役と格付対象会社との間、及び、MIS から格付を付与され、かつ MCO の株式の 5%以上を保有していることを SEC に公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト www.moody.com 上に "Investor Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy" という表題で毎年、掲載されます。

オーストラリアについてのみ: この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社である Moody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657 (オーストラリア金融サービス認可番号 336969) 及び(又は) Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972 (オーストラリア金融サービス認可番号 383569) (該当する者) のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は 2001 年会社法 761G 条の定める意味における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であるか又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接に、この文書又はその内容を 2001 年会社法 761G 条の定める意味における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又はリテール顧客が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。リテール顧客が、ムーディーズの信用格付に基づいて投資判断をするのは危険です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談することを推奨します。

日本についてのみ: ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下、「MJJK」といいます。)は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社(MCO の完全子会社である Moody's Overseas Holdings Inc. の完全子会社)の完全子会社である信用格付会社です。また、ムーディーズ SF ジャパン株式会社(以下、「MSFJ」といいます。)は、MJJK の完全子会社である信用格付会社です。MSFJ は、全米で認知された統計的格付機関(以下、「NRSRO」といいます。)ではありません。したがって、MSFJ の信用格付は、NRSRO ではない者により付与された「NRSRO ではない」信用格付上であり、それゆえ、MSFJ の信用格付の対象となる債務は、米国法の下で一定の取扱を受けるための要件を満たしていません。MJJK 及び MSFJ は日本の金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号はそれぞれ金融庁長官(格付)第2号及び第3号です。

MJJK 又は MSFJ(のうち該当する方)は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及び CP を含みます。)及び優先株式の発行者の大部分が、MJJK 又は MSFJ(のうち該当する方)が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、20万円から約3億5,000万円の手数料を MJJK 又は MSFJ(のうち該当する方)に支払うことに同意していることを、ここに開示します。

MJJK 及び MSFJ は、日本の規制上の要請を満たすための方針と手続も整備しています。